

## 商工会等施設等災害復旧補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、「平成28年熊本地震」（平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下同じ。）による被害を受けた熊本県内の商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）が自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設の災害復旧事業に対し、予算の範囲内において商工会等施設等災害復旧補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた商工会等が行う、自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、商工会等の中小企業支援機能を早急に回復し、地域の中小企業者の復旧・復興を促進することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる指導・相談施設等は、商工会等が自ら所有する中小企業者への指導・相談等に使用する施設等で次に掲げるものとする。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(1) 建物（中小企業者の指導、相談等の中小企業支援のために使用する部分及びその関連で必要と認められる部分。以下同じ。）

(2) 建物に付随する設備

(3) 被害を受けた指導・相談施設等の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費等の附帯工事費

(4) 上記の他、知事が必要と認めるもの

2 補助対象経費は、前項に規定する指導・相談施設等の復旧に要する費用で、その区分は別表のとおりとする。

### (補助率等)

第4条 補助金及び交付対象は、商工会等が作成した被災地域における当面の中小企業支援のための計画の実施に必要な、中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「復旧事業費」という。）のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において一商工会等につきその4分の3を限度とする。

### (交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 商工会等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税

相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 規則第6条に規定する補助金等の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

- 2 知事は、補助金の決定に当たっては、前条第2項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについて、これを審査し、適當と認めたときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、規則第14条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項に規定する補助事業の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合。
- (2) 補助事業に要する経費の増減額が10パーセントを超える場合。
- 2 規則第7条第1項に規定する変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（別記第5号様式）により行うものとする。
- 4 知事は、補助事業の内容等の変更を決定するときには、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その期日を繰り上げることができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 商工会等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる

とき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第7号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定前施工工事)

第11条 補助金の交付決定前において既に施工済み又は施工中の工事については、復旧事業の対象とされた事業に限り、補助対象とする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 商工会等は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が、規則第14条の規定に基づく確定を行った後、商工会等が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、商工会等が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、商工会等から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、商工会等に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、商工会等による債権譲渡後も、商工会等との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら商工会等と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて商工会等が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第38号の規定に基づき、知事が会計管理者に支出命令を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第8号様式により行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したとき若しくは第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月21日のいずれか早い期日までとする。

- 3 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、別記第10号様式により行うものとする。

(補助金の請求等)

第16条 規則第16条第1項に規定する請求書は、別記第11号様式によるものとする。

- 2 補助金等の交付を概算払いにより受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書（別記第12号様式）及び補助金概算払請求書（別記第13号様式）によるものとする。
- 3 前二項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 商工会等は、補助事業完了後に、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第14号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理)

第18条 商工会等は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、別記第15号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 2 商工会等は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第21条第2項に規定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

- 2 規則第21条第2項に規定する知事の承認を受けようとするときは、別記第16号様式により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、規則第21条第2項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた商工会等が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該商工会等に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 商工会等は、別記記載の暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、交付申請書と一緒に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第21条 規則第23条に規定する別に定める期間は、経過後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

平成 年 月 日

商工会等の住所

商工会等の名称

会長又は会頭 氏名 印

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

補 助 事 業	
補助対象 経費の区分	内 容
(1) 家屋等修繕事業	施設等の破損した壁、天井等の修繕
(2) 設備復旧事業	電気・ガス・水道等の施設の利用に際して最低限必要となる設備の修繕
(3) 取り壊し・撤去事業	施設等の解体・撤去、整地、排土
(4) 建て替え事業	施設等の建て替え（但し、土地取得に係るものを除く）

